川口町の躍進をめざして1967年への期待

川口町公民館報
公民館報
第82号
発行人 古田島 正
編集人 金子 真
印刷所 山野堂印刷所

新春を迎え町民の皆さまへ

川口町長 関口淳治

あけましておめでとうございます。

年頭にあたり、まず町民の皆様のご清福を心からお祈り申し上げます。

多事多難な昭和四十一年をおくり、輝かしい昭和四十二年の新春をむかえることができ感激あらたなるものがございます。

ふり返ってみますと、国鉄複線工事、国道十七号線工事をはじめ、各種の公共土木事業、公共施設整備事業等の施行にあたり、関係各位の格別の御協力をいただきましたことに対し、衷心より敬意を表する次第であります。

東部保育所をはじめ、共同ごみ処理場、泉水小学校給食室の新築完成をみ、これらの事業が順調に進捗しましたことは御同慶にたえません。

新年は、清新な気持ちで仕事をはじめるための最良の機会だといわれております。

ともあれ、町勢発展の見とおしは明かるいものになってきており、この機に一層の努力を重ね諸事業の完遂のために精進しなければならないと考えております。

教育振興、農林振興、企業の育成、環境衛生整備など身近かな問題も山積しておりますが、これら各種の施策を着実に実行し、新たな町づくりのために前進しなければなりません。

しかし乍ら今日の社会状勢は、一面激動と共に混乱と不安を含んでいるといっても過言でないと思います。そしてその根源は、制度の欠陥よりも、むしろ新しい時代を担う民主的、平和的人間が準備されていないところに求められるものだと思います。

諸々の共同社会における人間的接触と感化の中で行なわれる人間形成の重要さを念頭において施策をたて、対策を講じなければならないと考えます。

いろいろな意味で、きびしい現実のうえにたって、私たちはこぞって励ましあい、手をとり合って、平和で豊かな町づくりに邁進する年かと存じます。

新年にさいし、認識と熱情と決意を新たにし、事態を反省し、熱意と努力を倍加していかねばなりません。

一層の御支援をお願い申し上げます。

贈与税の申告と納税について

贈与税は、その年一月一日から十二月三十一日までに、家や土地などの不動産や、株式、現金、預金、貸金債権といった動産その他の財産をもらったり、経済的な利益をうけた場合にかかる税金で、その合計額が四〇万円をこえた場合には、翌年二月一日から三月十五日までに申告と納税をしていただく税金です。

昭和四十一年中にうけた財産は、四十二年二月一日から三月十五日までとなります。

贈与税のかゝる場合を簡単に説明しますと、本来の贈与とは民法上の贈与契約のことをいい、無償で財産を与えることです。しかしこのような正式な贈与でなくても、たとえば次のような場合には、通常贈与があったものとして贈与税が課税されます。

「財産の名義を変更した場合」

たとえば親の土地や家屋を子供の名義にかえたり、夫名義の株券を妻の名義にかえたような場合には、その財産が贈与とみなされます。また、親が買った土地や家屋を子供の名儀で直接登記した場合であっても、実質が贈与であれば贈与税がかゝります。

「金銭の貸借があった場合」

金銭の貸借についても、親と子、夫と妻、祖父母と孫などの親族間の貸借には返す気持ちもない、いわゆるある時払いの催促なしの場合は、実質的に贈与とかわりありませんので贈与となります。

「特別の経済的利益をうける場合」

(イ)他人が保険料を支払っていた生命保険金をうけ取った場合。

(ロ)他人が掛金をかけていた定期金をうけ取った場合。

(ハ)財産を時価より非常に安くゆずり受けたとき。

(ニ)借金を棒引きにしてもらったり、肩がわりしてもらったりした場合。

(ホ)その他利益をうけた人の財産がふえたり、債務が減ったりしたとき。

だいたい以上のことがらにより、財産を受けた金額が四〇万円をこえたときは、贈与税の申告と納税が必要ですが、三年以内に同じ人から二〇万円をこえる価額の財産をもらった場合には、二〇万円をこえる価額の財産をもらった場合には、二〇万円をこえる価額を合計して贈与税を計算することになります。

また昭和四十一年分から贈与税の配偶者控除が新たに設けられて婚姻期間が二十五年以上の夫婦の一方から他方へ居住用の不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与をうけた場合には、四〇万円の基礎控除のほかに、一六〇万円の配偶者控除をうけられます。その手続きは、すべて申告の期限内にしなければなりません。

〝贈与財産の評価について〟

現金や預金については、そのもらった金額そのまゝですが、不動産の価額は、時価によって計算することになっています。一口に時価といっても不動産や株式等については一体いくらにしたらよいかは、むつかしい場がおゝいので国税庁では、財産の種類ごとに評価方法を定めていますから不動産や株式等の評価について不明のときは、税務署資産税係にお問い合わせください。

申告用紙、納付書等はすべて税務署に備付けてありますから請求して申告してください。

なお贈与税だけでなく、すべての国税についておわかりにならないことは、毎月五のつく日（五日十五日二十五日）その日が日曜、祭日等の休日の日は翌日が税の相談日となっていますから何でもご相談においでください。

謹賀新年

議長 青柳 弘
副議長 大渕洋治
◎委員長 ○副委員長
○総務 星野武夫
喜多村一博
大渕竹太郎
江島松吉
上村正雄
大渕洋治
◎社会文教 山田寅之助
河上徳太郎
平沢助太郎
桜井一雄
綱 与一
渡辺信栄
◎産業土木 星野光威
広井松雄
上村忠作
関 久作
森山平八
丸山和夫
山崎良治
監査委員 目黒寅吉
河上徳太郎

教育委員
委員長 小宮山賢吉
副委員長 鈴木六郎
委員 渡辺仁太郎
〃 星野房吉
教育長 古田島 正

盛大に合同竣工の式典

……東部保育所 ごみ処理場 泉水校給食施設の完成……

去る十二月一日、東部保育所、ごみ処理場ならびに泉水小学校給食室の新築完成を祝って合同竣工式が新装なった東部保育所において挙行された。

この日 晴天に恵まれ、銀色に輝く四囲の雪景色もあざやかに、はるか越後三山の一角を背景に新築落成した東部保育所において、関係者多数の列席のもとに盛大に挙行された。

祝 東部保育所 ごみ処理場 泉水校給食施設 合同竣工

東部保育所は（十二月に関係記事掲載）総工費一千百四十四万七千円で、木造平屋建百四十六坪、入所員百二十名の児童福祉法による常設保育所である。五十坪の遊ぎ室のほか保育室が四室、給食室、事務室、宿直室、浴室なども完備されており、年間通して保育することになっている。

ひと月の保育者は、三才以上児で二、四七〇円、三才未満児で四、二三〇円となっており、この保育費の納入に困難な低所得世帯に対しては国、県が補助をすることになっている。（詳細については住民課へ問い合せください。）

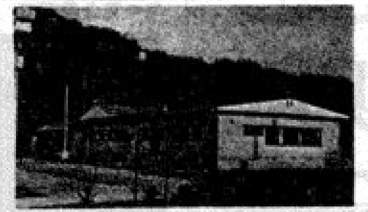

（東部保育所）

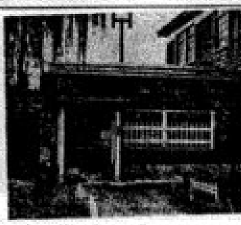

（泉水小学校給食室）

ごみ処理場は西川口（安養寺坂下）に新設され、総工費八百万円。この処理場は、一日五屯のごみが焼却でき、来年四月からごみ収集運搬車（二屯積み）と専門の火夫、運転手が配置されることになっている。

泉水小学校給食室は十二月の前報に記事を掲載したが、木造平屋建十一坪で、内部設備費に九十万余りを投じ、九月から実施している。

各施設の財源内訳

◉東部保育所	
総工費	11,447'000円
補助金	1.500.000円
国民年金融資	5.000.000円
県単融資	2.400.000円
町費	2.457.000円
◉ごみ処理場	
総工費	8.000.000円
補助金	800.000円
厚生付金融資	4.200.000円
県単融資	1.000.000円
町費	2.000.000円
◉泉水小給食施設	
総工費	1.674.980円
補助金	280.100円
町費	1.394.880円

バイクも強制保険に入らなければ走れません

去る6月29日自動車損害賠償保障法が改正されました。この法律では自動車人身事故を起した場合の損害賠償能力を確保するために、自動車を強制保険に加入させていますが、今度の改正で一般にバイクと呼ばれている原動機付自転車も強制保険の対象となり本年10月1日からは、強制保険に入っていないバイクは使えません。

この強制保険を扱っているところは「海上火災」または「火災海上」の看板を掲げている損害保険会社及びその代理店です。保険料は二千五百四十円となっています。また、バイクに強制保険をかけますと、保険証明書とステッカー（三、五センチメートル平方の青紙）が渡されますが、保険証明書はバイクの荷物入れや工具入れに入れて、バイクを使うときは常に備え付け、またステッカーはそのバイクに貼っておかなくてはなりません。貼る場所は町が交付するナンバープレートの左上部ですが、ナンバープレートがない場合や、あってもステッカーを貼る余白のない場合は車体の前面の見やすい場所です。保険に入っていないバイクを使ったり、証明書を備え付けていなかったり、あるいはステッカーを貼っていなかったりした場合は、処罰されます。

この強制保険に入っていれば、万一事故を起したときも被害者に対して支払った損害賠償金のうち、死亡なら百五十万円まで傷害なら五十万円までは保険会社から保険金として支払ってもらえますまた今度の法律改正で強制保険に代わるものとして農業協同組合の行う責任共済事業がはじまりましたので、農協組合員の方は軽自動車とバイクに限り、この責任共済に加入すれば強制保険に加入しなくともよいことになっています。責任共済の内容は責任保険の場合とまったく同じです。なお強制保険及び責任共済では被害者が直接保険会社又は農協に保険金相当額を請求する方法もあります。それでも足りない分は加害者に請求できます。またひき逃げ事故の被害者や相手が強制保険加入義務違反の無保険車のため保険金をもらえない被害者には、国がその損害をてん補する制度がありますから、あきらめずに請求してください。請求の手続きは、近くの損害保険会社又は農協の窓口でしてください。

（総務課）

新年に期待するもの

川口町公民館長 古田島 正

明けましておめでとうございます。

新春の輝やかしい朝、皆様には健やかに明るいお正月を迎えられましたことと拝察し、心から御慶び申し上げます。

公民館の計画も皆様の御指導と御協力により、町民体育祭をはじめ文化祭と、計画の大半を遂行することができましたことを厚く御礼申し上げます。

さて年ごとに発展し、変り行く川口町の将来に思いをいたし、今年の希望と期待を描くことは自由であります。

産業開発であるとか、社会開発であると言われる経済の振興策と共に社会構造の開発がなされようとしていますが、これを経営し運営する人間開発こそ重要であろうと思います。

「青少年の健全育成」の問題にしても、意識を喚起するための討論、研究も、それだけでは間に合わない時代となりました。

競技等をして身を以って体験させ、ハダで感じとらせるような施設を与えることこそ必要であります。そのために是非中央に若者の憩の場所であると共に、そこに行けば誰かと話し合いができ、組織的な活動ができるという設備を備えた中央公民館の設置であります。

また最近のスポーツ熱はオリンピック開催以来上昇していますが、青少年のエネルギーの発散の一番よい機会でもあります。このスポーツの施設で是非必要なのが夏季の水泳施設であります。

たとえ魚野川が清くとも、川で泳ぎましょうの時代ではありません。これは学校の児童、生徒の体位向上にも関連するプールの建設であります。

次の世代を担う青年、少年が責任と誇りを意識する場として、中央公民館、町民の体位向上のために町民プールの建設を是非今年は期待したいものであります。

好成績の才末同情募金

九万円集まる

ことしも例年どおり才末同情募金を実施した。その結果は大へん成績がよく、川口町の仏教連合会の一万円を最高に、合計九万九千円に達した。

この金額は民生委員の審議を経て、町内の生活困窮者、重度身体障害者、精神薄弱者、長期療養者等、約一六〇人にそれぞれ才末見舞品を贈って喜ばれた。

（住民課）

随筆「雑誌に見えた川口の事など」

上村 正

坂口安吾氏が多分競輪の古田島和太郎宅に見えた時の事を終戦後何かに云っていた。食糧の無い時の事だ駅前通りの小さな食堂に入って「銀めし」（白米の事）を食べさせてくれた事を当時安口氏が誇がましく言って居た。

そしてその店の「ばあさん」（昔の金山の事）の事が印象にあると書いてあるのを読んだ事がある。

又その彼が川口の駅の事をこうのべて居た「列車が止ったので急いで荷物を持ってホームにとび降りた恐ろしく低いホームであった一米以上もあった日本一低いホームだと思って居た列車が発車したので向う側を見たら高いホームがあって人が通って居た」おそらく「アル中」に近い彼がウエスキーでものんでこんな失態をやったのと思はれた。（その当時は跨線橋が無かった）又釣りの名人「佐藤紅石」は魚野川を愛して二十年小出の魚野屋に宿をして釣り歩いていて男山鉱場の事にふれていたし「つつがむし」の事等かいてある「豚汁る」をいつか読んだが実に面白い。

あまりにも名所が無すぎて、映画にもならなければ小説にもならない川口であって悲しく考える。「名も無きふるさと」の文字通りである。堀口大学のお父さんか誰か川口小学校につとめて居た時「越後の鮭」について書いてある。塩鮭は延喜式にも載っていて昔、宮中にも納められたものらしい。

話しは変るが川口を愛して随分運動した人としては星野秋爾子等数へられる。来年の歌会始めの選者になった「宮柊二」氏等それから詩人の浅井十三郎氏も[illegible]人等である、ついで詩の話しになるが、川崎駅ビルで小千谷の西脇順三郎氏の話しを昨年きく事が出来た。昔山田寅之助氏が河上丈太郎氏を川口に招いた頃私は二十三才当時浅沼稲次郎に講演に来てもらった事もある。大きな体で「ガラガラ声」で大きくて近江屋の[illegible]屋根まで届きそうに思いた、汗をふき〳〵歩いて居った。二十三才と云えば今の星野輝政氏に頼まれて田中角栄氏の応援弁士の前座をやった事もある。馬鹿みたいな青年時代でした。米をこっそり売っては、絵を書いたり詩集を出した。今の青年に私みたいな活動的な人を期待すると云っては、高慢に聞える点はかんべん乞いまして全町民として誰か運動家の生れん事を乞っているのはまちがいではないと思う。

（つづく）

謹賀新年

町長 関口淳治
助役 星野輝政
収入役 石坂久平
教育長 古田島 正
総務課長 岡村賢吾
税務課長 佐藤精一
住民課長 山田彦作
産業課長 山田栄作
土木課長 関 玉男
外職員一同